

上級（社会人経験者・先行実施枠・第2回を除く。）・中級・初級・医療免許資格職（社会人経験者を除く。）試験の合格者決定基準

1 合格者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者は、教養試験、基礎能力試験、教養試験Ⅱ及び専門試験それぞれの得点を合計した得点の高得点順に決定します。
合格者数は、次の表のとおりです。ただし、合格ラインに同点者がいる場合は、同点者までを合格者としします。

最終合格予定者数	1 名の場合	2 名の場合	3 名の場合	4 名以上の場合
第1次試験合格者数	5 名	7 名	10 名	最終合格予定者数の3倍とします。 ただし、最終合格予定者数が50名を超える場合は、最終合格予定者数に100を加えた数（上限200名）とします。

- (2) 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。
最終合格ラインに同点者がいる場合は、第2次試験の得点により決定します。
さらになお同点者がいる場合は、面接試験の得点により決定します。

2 試験の配点及び合格基準

- (1) 各試験種目の配点は次のとおりです。各試験種目には、それぞれ次のとおり合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

区分	試験種目	配 点						得点の算出方法	合格基準
		上級（事務）	上級（技術） 医療Ⅰ	上級（技術） ※総合土木	中級 医療Ⅱ	初級（事務）	初級（技術）		
第1次試験	教養試験	80点 (13.3%)	80点 (13.3%)		80点 (13.3%)	160点 (32.0%)	80点 (16.0%)	粗点の平均点、標準偏差を用いて算出した標準点とします。 標準点の算出方法は、次のページの注1をご覧ください。	粗点の平均点の8割に満たない者は不合格
	教養試験Ⅱ					40点 (8.0%)			
	専門試験	120点 (20.0%)	120点 (20.0%)	120点 (20.0%)	120点 (20.0%)		120点 (24.0%)		
	基礎能力試験			80点 (13.3%)				採点されたままの得点を、配点割合により換算します。	配点の5割に満たない者は不合格
	受験していない試験種目がある場合は、試験を棄権したものとみなし、全ての試験種目の採点を行いません。								
第2次試験	論作文試験	60点 (10.0%)				50点 (10.0%)	50点 (10.0%)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	粗点の平均点の5割に満たない者は不合格
	専門記述試験		100点 (16.7%)	100点 (16.7%)	100点 (16.7%)			粗点を、配点割合により換算します。	
	面接試験	340点 (56.7%)	300点 (50.0%)	300点 (50.0%)	300点 (50.0%)	250点 (50.0%)	250点 (50.0%)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	配点の5割に満たない者は不合格
合 計		600点 (100.0%)	600点 (100.0%)	600点 (100.0%)	600点 (100.0%)	500点 (100.0%)	500点 (100.0%)		

注1 第1次試験における標準点の算出方法

第1次試験（基礎能力試験を除く。）では、各試験種目の粗点をそのまま用いるのではなく、各試験職種ごとに平均点、標準偏差を用いて下記の方法で算出した標準点を用います。

$$\text{標準点} = \text{配点割合} (\times) \times \left[\left(\frac{\text{粗点} - \text{平均点}}{\text{標準偏差}} \right) \times 15 + 50 \right]$$

（平均点及び標準偏差は小数点第4位を四捨五入します。）

- ・ 標準点は、受験者の粗点のばらつきが異なっていることの影響を修正するために用いるもので、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの辺りにあるかを相対的に示しています。
- ・ 標準偏差は、粗点のばらつき具合を示す指標です。一般に、ある試験の標準偏差が小さいということは、受験者の粗点が平均点付近に多く分布していることを表し、逆に標準偏差が大きいということは受験者の粗点が幅広く分布していることを表しています。

(※)

[教養試験の配点割合]

上級（事務）	}	0. 8
上級（技術）総合土木以外		
医療免許資格職試験Ⅰ		
中級		
医療免許資格職試験Ⅱ	}	1. 6
初級（技術）		
初級（事務） . . .		

[専門試験の配点割合]

上級（事務）	}	1. 2
上級（技術）		
医療免許資格職試験Ⅰ		
中級		
医療免許資格職試験Ⅱ	}	
初級（技術系）		

[教養Ⅱ試験の配点割合]

初級（事務） . . .	0. 4
--------------	------

注2 「事務」とは、行政、教育事務、警察事務及び一般事務の試験区分を指し、「技術」とは事務以外の試験区分を指します。

(2) 上記(1)の合格基準のほか、次のいずれかに該当する場合は、不合格とします。

- ア 第1次試験に合格した受験者が第2次試験を棄権した場合
- イ 第1次試験に合格した受験者が第2次試験受験後に試験の合格を辞退した場合
- ウ 受験資格等の調査の結果、不適当と認められた場合